

事務連絡  
令和2年12月23日

各都道府県 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局看護課

### 令和3年度新人看護職員研修の実施について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新たに業務に従事する看護職員（以下「新人看護職員」という）の臨床研修については、平成22年4月より努力義務とされ、その推進にあたっては、平成26年度より地域医療介護総合確保基金により、各都道府県の実情に応じて事業を実施いただいているところです。

看護基礎教育における新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年2月28日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（令和2年6月1日付け事務連絡）に基づき、学生及び生徒の修学等に不利益が生じることがないように配慮いただきながら学校養成所の運営が行われていると承知しています。加えて、看護基礎教育における臨地実習については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う看護師等養成所における臨地実習の取扱い等について」（令和2年6月22日付け事務連絡）にて具体的な取扱いをお示ししています。

令和3年度の新人看護職員研修の実施においては、上記の事務連絡に基づく対応がとられる中で看護基礎教育を修了した者が対象となることから、例年以上に、個々の新人看護職員の教育背景等を考慮することが望まれます。

つきましては、令和3年度新人看護職員研修の実施にあたり留意点等について別添のとおりお示ししますのでご参照いただき、下記についてご対応をお願いいたします。また、貴管内の医療機関等に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

- (1) 新人看護職員研修については、地域医療介護総合確保基金を活用し各都道府県の実情に応じた事業の実施が可能であり、令和3年度においては、別添に記載の基本的な考え方及び留意点等を踏まえ研修内容や形態の工夫をする必要があることから、各都道府県においては十分に検討の上、事業を計画いただきたい。

(2) 厚生労働省では、令和3年度「新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業」を実施予定としている。本事業は基礎教育において臨地実習の経験が不足しておりかつ就業後の新人看護職員研修では補うことが難しい領域での経験等を補うことを目的としている。事業の実施にあたっては、各都道府県においても必要な予算を確保いただくとともに事業の実施にあたり都道府県内の看護学校養成所等との連携をお願いしたい。(本事業に関するQ&Aを参考に示す。)

**【照会先】**

厚生労働省医政局看護課

担当者： 奥田、浅田

電話：03-5253-1111（内線 4177）

## 令和3年度新人看護職員研修の実施にあたり留意いただきたい点

## 1. 基本的な考え方

令和3年度の新人看護職員は、看護基礎教育を修了し免許を受けた者であることから、令和2年度までの新人看護職員と同様に、看護職員として必要な知識及び技能を有している。一方で、基礎教育期間中に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い教育計画の変更等が行われた影響から、新たに臨床現場で就業を開始するにあたり、準備状況が従来の新人とは異なる可能性や当該感染症の流行状況に地域差があること等から個々の新人看護職員の準備状況が多様であることなどが想定される。看護実践の基礎を形成するものとして重要な意義を有する新人看護職員研修が、令和3年度においても効果的に実施されるためには、こうした新人看護職員の特性を踏まえた研修計画の立案と弾力的な実施が必要である。

## 2. 具体的な留意点

(1) 令和3年度の新人看護職員と例年の新人看護職員の基礎教育における学習経験の違いとして、休校により学校養成所への登校ができない期間があったこと、対面での授業の代替としてオンライン学習が増加したこと、臨地実習の経験が極めて少ない可能性があること等が挙げられ、これにより例えば以下のような経験の不足等が想定される。

- ・対人コミュニケーションやチームでの活動の機会
- ・看護の対象者の反応への対応経験
- ・対象者の継続的な状態変化や日内変動等への経験的な理解
- ・看護職を含めた多職種との関わり方や一日の勤務の流れ等、臨地実習の場における付随的な経験 等

こうした経験は、臨床現場で就業を継続する中で経験を重ねることが可能なものであるが、基礎教育において経験が乏しいまま就業を開始することで、リアリティショックの増大や職場への適応の遅れ、看護実践能力の修得に例年よりも時間を要するといった影響が考えられる。新人看護職員を迎えるそれぞれの臨床現場においては、これらを踏まえ、職場における丁寧なオリエンテーションやOJT (on the job training) の機会・期間の確保等ができるような新人看護職員研修を計画いただくことが望ましい。また、例えば、多施設合同による新人看護職員同士の交流会なども新人看護職員のリアリティショック低減等の観点から効果的と考えられる。こうした新人看護職員の資質の向上を図るための研修については、各都道府県が地域医療介護総合確保基金において実施している新人看護職員研修事業等の活用が可能である。

(2) さらに、基礎教育において特定の領域の臨地実習の経験が不足している者が、当該領域とは異なる領域の臨床現場に就職した場合、当該領域についての体験的な学びの機会が乏しいまま臨床経験を重ねる可能性があり、いかなる領域においても看護職員にと

って必要とされる多角的視点での全人的な対象理解や長期的に看護職としてキャリアを形成していく際の選択に影響を及ぼすことも考えられる。新人看護職員が就業先での職務を継続する中では補うことが難しい領域での経験については、地域における他施設等での経験学習の機会を確保するなどの工夫が求められることから、新人看護職員を迎える医療機関等は、令和3年度新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業の活用を検討いただきたい。

### 3. その他

新人看護職員を迎える医療機関等においては、各都道府県における新人看護職員研修事業等及び新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業の計画状況を確認の上、新人看護職員が必要な研修等を受けられる機会の確保に努めていただきたい。

(参考)

令和3年度「新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業」に関するQ&A

- Q1 本事業で補助対象となる研修は臨床現場ではない場所（例えば大学等）での演習や座学の講義なども含まれるか。
- A1 含まれない。基礎教育での臨地実習の経験の不足を補うことを目的としているため、補助対象となる研修は臨床現場における体験型の学習に限る。
- Q2 本事業による財政支援の対象は、新人看護職員が就業している医療機関等も含まれるか。
- A2 本事業の補助先は看護基礎教育を実施している学校養成所を想定しており、新人看護職員が就業している医療機関等は直接的な補助対象としては該当しない。ただし、医療機関等が研修の受講者を受け入れた場合、本事業において事業実施主体からの協力謝金の支払いが可能である。
- Q3 新人看護職員の離職防止等を目的とした情報交換会や複数施設の新人看護職員を対象とした集合研修、新人看護職員の指導的立場にある看護職を対象とした指導方法等に係る研修などは、本事業で実施が可能か。
- A3 本事業では実施できないが、地域医療介護総合確保基金で新人看護職員研修に係る事業として実施が可能。